

役員、評議員及び会計監査人の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人都医学振興財団（以下「この法人」という。）の定款第13条及び第27条の規定に基づき、役員、評議員及び会計監査人の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定め、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 会計監査人とは、定款第20条に基づき置かれるものをいう。
- (6) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (7) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、それぞれの役員等の勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の理事 報酬
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 評議員 報酬
- (4) 会計監査人 報酬

(報酬等の額の決定)

第4条 常勤の役員等に支給する報酬等の額は、別表第1に定める額の範囲内で、理事会において決定する。

- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は、理事会への出席1回につき15,000円とし、別表第2に定める額を上限とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は、評議員会への出席1回につき15,000円とし、別表第2に定める額を上限とする。
- 4 会計監査人には、監事の過半数の同意を得た上で、理事会が決議する年額報酬を支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 每月25日（ただし、当該日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、前日に繰り上げて支給する。）
- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、それぞれ理事会又は評議員会に出席した都度、支給する。
- 3 会計監査人の報酬の支給時期及び方法は、会計監査人と当財団との間で締結する契約に従うものとする。
- 4 報酬等は、役員及び評議員名義金融機関の口座に振り込む方法により支払う。
- 5 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第6条 この法人は、役員、評議員及び会計監査人がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 役員及び評議員が職務の執行のために出張する場合には旅費を支給し、その金額は旅費規程に準ずる。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(附則)

この規程は、一般財団法人杜の都医学振興財団の設立の登記の日から施行する。

令和 7 年 09 月 26 日 改正

別表第 1 (第 3 条関係)

常勤役員

役職名	年間報酬上限額
理事長	年額 1,000,000 円以内

別表第 2 (第 3 条関係)

非常勤役員

役職名	年間報酬上限額
理事	年額 60,000 円以内
監事	年額 60,000 円以内
評議員	年額 60,000 円以内